

平成29年山形村議会第2回定例会

議事日程（第4号）

平成29年6月16日（金曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 2 同意第 4号
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 3 議案第32号
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 29請願第 1号
- 日程第 5 29請願第 2号
- 日程第 6 29請願第 3号
- 日程第 7 29陳情第 1号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第24号
- 日程第 9 議案第25号
- 日程第10 議案第26号
- 日程第11 議案第27号
- 日程第12 議案第28号
- 日程第13 議案第29号
- 日程第14 議案第30号
- 日程第15 議案第31号
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第16 発議第 1号
- 日程第17 発議第 2号

日程第18 閉会中の継続審査及び調査の申出について

日程第19 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員（11名）

1番 大池俊子君	2番 上条浩堂君
3番 新居禎三君	5番 小林武司君
6番 籠田利男君	7番 増澤武志君
8番 大月民夫君	9番 西牧一敏君
10番 竹野入恒夫君	12番 三澤一男君
13番 平沢恒雄君	

欠席議員（1名）

11番 赤羽千秋君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君	教育長 根橋範男君
会計管理者 小林好子君	総務課長 赤羽孝之君
税務課長 村田鋭太君	住民課長 塩原美智代君
保健福祉課長 堤岳志君	子育て支援課長 百瀬尚代君
保育園長 宮澤寛徳君	産業振興課長 藤沢洋史君
建設水道課長 篠原雅彦君	教育次長 上條憲治君
総務課長 宮越卓也君	財政係長

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 本日の傍聴人に申し上げます。議会会議規則により、議場での撮影・録音をすることには許可が必要となります。

会議に先立ち、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

赤羽千秋議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、12番、三澤一男議員、1番、大池俊子議員を指名します。

◎同意第4号

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

本日、追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第2、同意第4号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第4号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることに

ついて」の提案説明を申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、村長が行う価格の決定を補助するために、村に設置するものとして地方税法第404条第1項に定められております。定数は、山形村税条例第76条により1名と規定されています。

固定資産評価員は、特別職的職員として、一般的には常勤の職員とすることが適当とされています。

このたび、山形村役場総務課長の赤羽孝之氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、これを議会に提出し、同意を求めるものであります。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において同意第4号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。

よって、同意第4号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午後 1時34分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時40分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました同意第4号の議案について、お諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めて、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、同意第4号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第32号

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、議案第32号「山形村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第32号「山形村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について」の提案説明を申し上げます。

山形浄化センターの水処理設備工事、電気設備工事について、日本下水道事業団へ委託をするための協定を締結するにあたりまして、議会の議決に付すべき内容となるため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第32号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、議案第32号につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩をいたします。

休憩。

(午後 1時43分)

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時56分)

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました議案第32号についてお諮りいたします。

本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。

以上で質疑を終結し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり採決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第32号「山形村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（平沢恒雄君） 委員会に付託した請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決を行います。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告書のとおりであります。ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長の審査結果の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇)

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る6月9日に委員会審査を行いました。

29請願第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願」については採択とし、措置として、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、環境大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

29請願第2号「『テロ等準備罪』、いわゆる『共謀罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

29請願第3号「『テロ等準備罪』いわゆる『共謀罪』を廃案にするための請願」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

なお、29請願第2号と29請願第3号につきましては、請願趣旨に鑑み、意見書については1つにまとめた提出がよいと決定いたしました。

なお、ご存じだと思いますが、昨日の国会において、この法案は成立しております。

29陳情第1号「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択について」については採択とし、措置として、長野県知事に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果のご報告を申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

- 2番（上条浩堂君） 議席2番、上条浩堂です。請願第1号、オスプレイに関する事柄につき、委員長にお尋ねいたします。

この委員会審査の際に、この請願提出団体より説明員が見えられていたと思うのですけれども、その際、絶滅危惧種の生息に関する、この請願事項によると4番目のことですけれども、この4項目めに関する説明はどのようなものであったか、また、委員会ではどのような審査がされたか、それを聞きたいと思っておりますので、お願いします。

- 議長（平沢恒雄君） 新居禎三委員長。

- 総務産業常任委員長（新居禎三君） 絶滅危惧種の件に関しましては、長野県にはオオタカ等の貴重な鳥類がいるということで、それぞれの生息域をオスプレイが飛ぶ可能性があるということで、生息が危うくなるということで、低空飛行の中止を求めるといってございました。

委員会の審査の委員の方から、それは危惧することであるから飛行を差しとめた方がいいのではないかという意見が出ました。

- 議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第4、29請願第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

本案に反対の議員の討論を許します。

上条議員。

- 2番（上条浩堂君） 議席2番、上条浩堂であります。

このオスプレイ低空飛行に関する基本的には賛成でございますが、その提出理由にちょっと異議がございますので、反対討論をさせていただきたい。

もちろん、日米安全保障条約というものがあまして、それに基づき、オスプレイの導入は、これはやむを得ない。しかし、今回の請願にあるように、もし人家の上を低空飛行訓練すると、これは国民生活上多大な影響が考えられるため、これは請願の趣旨に賛成であります。

しかし、気になるのは第4項目めにある鳥類に関する、絶滅危惧種についての事項がありますが、今回の請願提出団体が生息環境に対する研究をしているとは思えない。

第1に、オスプレイが低空訓練を始めてまだ日時も浅い。研究効果もまだ出ていないはずです。この団体もほかにそれに関する調査研究依頼をしたとも記述されていなかった。いわゆる、その本来の低空飛行をやめてくれという趣旨は正しいのですが、このようなつけ足しみたいな、引用したような感じのこの請願には、ちょっと賛成できない。従って、第4項目めを削除した上での請願ならともかく、このままの請願はいかがなものかと、反対したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。それでは賛成の立場で討論させていただきます。

オスプレイは開発段階から事故を繰り返し、多数の犠牲者も出してしまっているという、いわばいわくつきの機体であることは広く国際的に認知されているところです。飛行に関しては、当のアメリカ国内では危険度と著しい騒音により、ハワイでは飛行禁止、その他でも住宅街上空での飛行は一切認められない、そんな規制がアメリカでは引かれております。それがなぜか日本国内は際立った制約もなく、曖昧に済ませている現実には警鐘を鳴らすべきと考えます。

幸いにも、ここ山形村上空には影響の可能性は薄そうですが、自分のこととして考察し、意見書を提出することに賛同させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論ありますか。

討論を行っておりますが、それでは反対の討論の議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） それでは次に、賛成の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。本請願について賛成の立場から討論いたします。

米軍所属の航空機の飛行訓練は、日米安全保障条約の範疇であり、外交上の問題であります。よって、当該山形村議会や山形村の権限外の事項であるため、本来、この

請願の採択、意見書の提出は一般的には好ましくないものであります。

しかしながら、昨年9月30日、長野県が県市長会、県町村会連名で防衛大臣、環境大臣に要請を出している内容があります。この内容はやむを得ない、必要なものと考えます。

まず、県民、観光客に不安を与えないこと、そして野生生物の環境へ悪影響を与えないこと、これらに向け飛行訓練の情報を開示することとあります。こういった動きに対しては賛同をいたします。

よって、この請願に対しては賛成です。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので討論を終結して、直ちに採決します。本請願についての総務産業常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、29請願第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願」は、採択と決定しました。

日程第5、29請願第2号「『テロ等準備罪』、いわゆる『共謀罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、最初に本案に反対の議員の討論を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。大変不本意ではありますが、反対討論を申し上げます。

組織的犯罪処罰法改正案は、衆議院議員では一貫として一般人は処罰対象に当たらないと言い続けてきましたが、参議院審議では一転処罰対象になると、説明が一転し

ました。また、改正の主目的とも言われた国際テロ対策のために日本も締結するとした国際組織犯罪防止条約、いわゆる P O C 条約は、実は薬物犯罪の取り締まりと拡散防止が主体で、残念ながらテロ対策については一切目的に入っていないことが、国会審議終盤に明らかになりました。数多くの矛盾点や国民にとって知っておきたい不安要素についても不明瞭で、過去 3 回廃案となった理由とされている警察による監視社会と捜査権の濫用の懸念を残したまま審議を打ち切り、突如法案が成立いたしました。

従いまして、改正案に反対もしくは廃案を求めた請願 2 号並びに 3 号につきましては、請願趣旨を盛り込んだ意見書を関係機関に提出することが事実上困難な事態となり、本請願は不採択として処理せざるを得なくなりました。

今後の国民運動的な動向に注視しながら、山形村民の民意を極力的確に反映する努力を議員各位が今後も発揮することを表明し、請願を不採択とする反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1 番（大池俊子君） 1 番、大池です。この法案に賛成の立場から討論します。

国民の思想、良心の自由を侵す憲法違反の「共謀罪」法の採択が、昨日 1 5 日早朝の参議院本会議で強行され、自民、公明、維新の賛成多数で可決、成立してしまいました。審議すればするほど疑問点や新たな論点が噴出し、また森友や加計学園疑惑という国政私物化に国民の怒りが巻き起こる中、追い詰められた現政権です。

参議院法務委員会での審議を一方的に打ち切り、本会議採択に持ち込む、中間報告という禁じ手を使つての異常な強行採決を断行しました。「共謀罪」は犯罪が実際に起こっていない段階でも 2 人以上で計画し、そのうちの 1 人が実行準備行為をしたと捜査機関が見なせば、全員を処罰できるものです。話し合いも監視の対象にされ、盗聴操作などの拡大にお墨つきが与えられます。一般の人は対象外と繰り返し、組織的犯罪集団に限定していると主張しましたが、そんな歯止めはどこにもありません。環境保護団体でも隠れみのと見なされることや、組織的犯罪集団の構成員でもない人も周辺者と捜査機関が判断すれば逮捕、処罰の対象になることが大問題になりました。

ここに 2 7 7 もの犯罪で「共謀罪」が新設されたら、人権侵害、憲法違反が正当化され、強化されるものとなります。細かいことでは 3 の議論になりましたが、よってこの意見書、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」に新設する組織的犯罪処罰法改正

に反対する請願に賛成の討論とします。

なお、3号についても同等の内容でありますので、同じです。

○議長（平沢恒雄君） 討論を続けます。反対の議員の討論ありますか。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 議席2番、上条浩堂です。それでは反対の立場から討論させていただきます。

今回の請願2号、3号を拝見いたしますと、日本人はもうあのアルカイダ集団と思われるアメリカ、ニューヨーク貿易ビル襲撃事件を忘れたのかと思います。主導者が亡くなったのか、このところアルカイダによるテロ事件は鳴りを潜めてはおりますが、とってかわったように、イスラム国の台頭により、ヨーロッパ各国、西アジア諸国において、テロ事件は続発している状態であります。

我が国のテロ防止に関する法律整備は諸外国に比べて遅れているとの指摘は法律学者を中心に以前からされていたところであります。

今回法整備のため、テロ等準備罪が国会を通り、もちろんまだまだ足りない部分があると指摘されてはいますが、一步踏み出せたと自分はそのように思っております。

もちろん安倍首相を中心とする数を頼りの国会運営には賛成するものではありませんが、今回の法整備は我が国のテロ防止策に大きく寄与するものと信じております。

従って、請願2号、3号ともに採択し、意見書を提出することには反対としたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論を続けます。それでは次に、反対の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。本請願2号並びに3号について反対の立場から討論いたします。

昨今の国際情勢を見るときに、グローバル化やIT化が進み、国際的ネットワークを利用した国境をまたぐ犯罪も世界各国で相次いで発生しております。パナマ文書によるマネーロンダリングもその1つであります。

人ごとではなく、我が国もテロの標的となる恐れが考えられます。イスラム過激派等によるテロ行為だけでなく、広域暴力団、かつて暴力事件を起こした極左暴力集団、

サリン事件のオウム真理教も記憶に新しいところであります。

さらに日本は国際組織犯罪防止条約に未加盟で、テロ組織から見ても、日本はテロ対策の抜け穴とさえいわれています。しかし、国民はまだまだテロなど起こらないだろうと思っています。このような日本は海外から最も狙いやすいかもしれません。起こってからなぜ防げなかったかとならないよう、準備することに賛成します。

さて、請願については、憲法第16条で請願権が認められています。地方議会に請願しようとする場合は地方自治法第124条で本請願もこの手続ののっとり、受理されましたが、昨日6月15日、参議院において法案が可決されました。法案が可決された時点で、本請願の意図する改正案に反対することの実現可能性はなくなりました。

この請願の採択に当たっての要件というのは、1、当該地方公共団体の権限に属する事項に関するか否か。2、請願の趣旨が妥当であり、かつ、実現可能性があるか検討に値するか等であります。願意が実現する可能性がなくなったということで、よって、本請願は不採択にするほかなくなったこととなります。この請願の趣旨にも反対ですが、本請願の願意がなくなったことに対して、この山形村議会では不採択にするほかないと、私の意見を述べて、以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての総務産業常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択とするに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立少数であります。よって、29請願第2号『「テロ等準備罪」、いわゆる『共謀罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願』は、不採択と決定しました。

日程第6、29請願第3号『「テロ等準備罪」いわゆる『共謀罪』を廃案にするための請願』について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月です。請願2号と全く同内容でございます。請願趣旨に盛り込んだ意見書を関係機関に提出することが事実上困難な事態になりました。本請願は不採択として処理せざるを得なくなったということで、反対討論をさせていただきます。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

本案件に賛成の議員の討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案件に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての総務産業常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立少数であります。よって、29請願第3号『「テロ等準備罪』いわゆる『共謀罪』を廃案にするための請願』は、不採択と決定をしました。

日程第7、29陳情第1号「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択について」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、29陳情第1号「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択について」は採択と決定しました。

◎議案第24号～議案第31号

- 議長(平沢恒雄君) 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第8、議案第24号から、日程第15、議案第31号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。各議案の常任委員長審査結果はお手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇)

- 総務産業常任委員長(新居禎三君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果のご報告いたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月9日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

議案第24号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案第27号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第2号)」の所管の款・項、議案第30号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」、議案第31号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」以上の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長(平沢恒雄君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

- 福祉文教常任委員長(上条浩堂君) それでは、福祉文教常任委員会に付託されまし

た議案の審査結果の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月12日審査の結果、次のように決定いたしましたので、議会規則第77条の規定により報告いたします。

議案第25号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第26号「山形村就学相談委員会設置条例の一部を改正する条例について」、議案第27号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の所管の款・項、議案第28号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第29号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」以上5議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。総務産業常任委員長にお伺いします。

平成29年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）のうち、営業費用のろ過池産業廃棄物運搬処理の減額643万7,000円がございますが、これの審議の経過をご報告ください。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、新居禎三総務産業常任委員長、答弁願います。

○総務産業常任委員長（新居禎三君） ろ過池のろ過材の処分について、当初は運搬して廃棄処分というものでありましたが、内部で処分といいますか再利用な形ができるということで、それをやめるという説明がありました。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第8、議案第24号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改

正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で、討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第24号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第25号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論がないので、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第25号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第26号「山形村就学相談委員会設置条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告

のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第26号「山形村就学相談委員会設置条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第27号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第27号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第2号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第28号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第28号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第29号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第29号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第30号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○2番(上条浩堂君) 議席2番、上条浩堂です。賛成の立場からの討論をさせていただきます。

今回の歳入の部分において、基金の取り崩しをやめ、財源を組みかえて簡易水道事業債に組みかえましたが、これは村長の基金に対する思いを酌み入れ、これを実施なさった担当課に敬意を表し、賛成討論といたします。

○議長(平沢恒雄君) 次に、反対の討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 次に、賛成の議員の討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第30号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第31号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。本案に賛成の立場で討論いたします。

ろ過池の産業廃棄物運搬処理業務の643万7,000円を減額し、その金額をろ過池の改良工事に充てたという、内部での工夫があったものであります。

私は本会議1日目に、計画的ではないではないかと苦言を呈しましたが、年度の途中でも事業の必要、不必要を判断し、フレキシブルに予算の執行をする、こういった内部の見直しのことに関しては評価をいたします。財源を生み出したということ、大事なことであります。

しかしながら、産業廃棄物の処理に関しましては、関係法令等の遵守は厳正に行っていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第31号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」については原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情について意見書の提出を要するものについて、今、会期中に意見書の提出をしたいと思えます。

ここで、会議を一旦休憩し、意見書議案の作成をいたします。

そのため、休憩。

(午後 2時49分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時52分)

◎発議第1号

○議長(平沢恒雄君) 日程第16、発議第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書」について議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

新居禎三議員。

(3番 新居禎三君 登壇)

○3番(新居禎三君) 発議第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書」についての提案説明を行います。意見書の文面につきましてはお手元の文面をご覧いただきたいと思えます。

沖縄県内で発生したオスプレイの墜落事故は、その原因究明がなされないまま飛行

訓練が再開されています。長野県に目を向けてみますと、アメリカ軍の訓練空域が設定されており、夜間も含めた低空飛行訓練空域とされています。飛行訓練の実態の情報開示がないままの訓練再開には不安を感じざるを得ず、県内を訪れる観光客の不安を払拭できないことや絶滅危惧種の鳥類の生息環境を脅かすようなことがあってはならないと思います。

以上の理由により「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書」を提出するものであります。

意見書の提出先は内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、環境大臣であります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 議席番号2番、上条浩堂です。

先ほどの反対討論でも申し上げたとおり、この第4項目、絶滅危惧種に関する供述、これは今回のオスプレイの低空飛行と関連はまるっきり感じられない。従ってこの削除を求めたい。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対し、新居禎三委員長、答弁願います。

新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 請願者の趣旨としては、この4つの項目が趣旨とされています。

委員会並びに先ほどの本会議においても、この4つの趣旨が採択されたと理解しております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員、よろしいでしょうか。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 自分としては委員長に聞いたわけではなくて、意見書の修正を求めた。そういうことでございます。

○議長（平沢恒雄君） ただいま上条議員から修正の意見が出されました。ほかに修正の議員はおりますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） では、上条議員の修正については、そういうことであります。

ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

西牧議員。

○9番(西牧一敏君) 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

現在、沖縄でオスプレイの飛行訓練というのがあって、多々事故というようなことで、いろいろな場面場面で悲惨なことが起こっているということは、重々承知しております。この中で今、長野県、また群馬、新潟と、この広範囲にわたって練習をしているということ、これについてまだ不完全であるということの意見というのは重々承知しておりますけれども、基本的には今の、日本の現在の状況と、それから日米安全保障条約という範囲内からいったら、この件についてはやはり国民もある程度そこで負担もいたし方ない、このように思ひまして、今回のことについては反対といたします。以上です。

○議長(平沢恒雄君) 討論ありますか。賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、発議第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書」についての件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長(平沢恒雄君) 日程第17、発議第2号「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書」について議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

新居禎三議員。

(3番 新居禎三君 登壇)

○3番（新居禎三君） 発議第2号の「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書」について提案説明を行います。意見書の文面につきましてはお覧いただきたいと思ひます。

長野県は、林業の採算性の悪化や担い手不足により荒廃が進行している中、健全な森林づくりの推進を目的として平成20年に長野県森林づくり県民税を導入しました。本村においても、森林整備事業として鳥獣被害対策のための緩衝帯整備事業に活用したところではす。

しかし、事業採択要件の中には計画面積等の制約があり森林税が十分活用されておらず、不適切な支出事例もあることから、県民の信頼を回復し適正な活用を求めるため意見書を提出するものではす。

意見書の提出先は長野県知事ではす。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようではすので、質疑を終結いたします。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第2号「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書」についての件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び調査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第18、「閉会中の継続審査及び調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査、調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査、調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお継続審査、調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第19「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 今回1番で松本広域施設組合の第1回臨時会というのが、この派遣というところに載っているのですが、これは何か意味合いがあるのでしょうか。

もう一回過去のものを精査してみて。ただこういう実績をつくってしまうと、みんなこれに載せると大変なことになると思うので、ちょっと一回精査してみて。

○議長（平沢恒雄君） ただいま大月議員から指摘された件については、事務局で再度精査をするということで、お願いをいたします。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 閉会にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、今月7日の開会以来、本日に至るまで10日間にわたり、開催されてまいりました。この間、本会議、各常任委員会、議会全員協議会、それぞれで慎重なご審議をいただき、提案申し上げましたいずれの議案も、承認・可決をいただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

今年度は山形村の総合計画の後期5年に向けての見直しの年であります。少子高齢化、人口減少、地域社会の変質、村民の価値観の多様化など新たな時代に山形村が、どこへ向かうかが問われる年でもあります。

村政運営の一翼を担う議決機関としての議会、執行機関であります村長部局には、山形村の様々な課題に対し、村民のために裁量の意味決定を行う共通の使命が課せられております。

今議会におきまして、議員各位からいただきましたご意見、ご指摘などにつきましては、十分に検証し、今後の村政運営にあたってまいります。

最後に、議員の皆様には、健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き、本村の発展のためにご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長(平沢恒雄君) 以上で、平成29年第2回山形村議会定例会を閉会とし、散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時10分)
